

富士市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策を行うことで、地方消費者行政活性化交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、富士市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員体制の維持を要望いたします。

平成 22 年度のデータでは、富士市の 1 日あたりの相談員数は 3 人になっております。この相談員の人数は、富士市の人口からすると、市民の消費生活相談を受けるのに充分であると考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持できるよう、ご尽力いただきたいと思っております。

また、様々な消費者問題に対応できる相談員を養成することは、市民がより充実した消費生活相談を受けるのに重要であると考えられます。そのため、相談員の養成にも力を入れて取り組んでいただけるようお願いいたします。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうためには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。富士市では平成 22 年度に消費生活講座を 41 回開催したと伺っております。10 年前は 8 回の開催となっているため、大変、講座数の充実が図られてきたことが伺えます。特に、出前講座の開催数を増やしたことは、多くの市民に受講する機会を与えることにつながるため、引き続き、出前講座を中心とした消費生活講座を開催していただけるよう要望いたします。

また、人口規模レベルが類似している沼津市では、消費生活講座のテーマを変えて、6 種類の講座を開催しています。平成 22 年度では、富士市は 3 種類と伺っております。沼津市のようにテーマを変えることは、様々な消費者に関心を持たせることにもつながると考えられますので、今後、さらなる講座の内容の充実をご検討していただきたく思います。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

富士市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

浜松市長  
鈴木 康友 様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、浜松市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 政令指定都市として充実した消費者行政体制の確立を要望いたします。

浜松市は、静岡市と同様に政令指定都市であり、人口は県内で最も多い市です。しかし、浜松市の平成 22 年度における消費生活相談の人口 1000 人あたりの件数が 5.1 件と、静岡市の 8.1 件に及んでいません。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。より多くの市民に、浜松市のセンターを利用していただけるよう、政令指定都市としての消費者行政の体制を整えていくことを要望いたします。

その点で特に大きな問題なのは、消費生活条例を改正していない点です。国が 2004 年に消費者保護基本法を全面改正した消費者基本法を施行し、2006 年には消費者基本計画を設定しております。多くの政令市では、消費者基本法をふまえた消費生活条例を改正しており、それを行っていないのは全国政令市では岡山市と浜松市しかありません。また審議会が置かれていないところは全国の政令市で岡山市と浜松市だけです。国では消費者庁が設置されたように、今日では消費者・生活者重視の社会を支援していくことが行政の重要な責務となっております。ぜひ今日の状況を是正して、審議会を新たに設置し、条例改正を行い、基本計画を策定して、消費者行政の推進に力を注いでいただけますよう、強く要望いたします。

#### 2. 相談員の増員と養成を要望いたします。

平成 22 年度の浜松市では、平成 21 年度より、2 人の相談員の増員があったと伺っております。しかし、人口規模レベルで類似する静岡市と比較しますと、1 日あたりの相談員数が、静岡市は 10 人であるのに対し、浜松市は 5 人です。これは、浜松市の相談窓口が周知されていないこととともに、相談員数がいまだ不足していることによるものと考えられます。どこの市民も平等に、一定レベルの相談を受けることができるよう、相談員の増員は継続して取り組んでいただきたいと思います。

また、様々な消費者問題に対応できる相談員を養成することは、市民がより充実した消費生活相談を受けるのに重要であると考えられます。そのため、相談員の養成にも力を入れて取り組んでいただけたら幸いです。

### 3. 啓発事業の推進を要望いたします。

消費生活講座は、積極的に行われているとうかがっております。しかし、消費者啓発資料の配布が少ないと思われます。特に、広報誌への消費者啓発記事の掲載を浜松市は行っていないと伺っております。啓発をすることで、多くの市民に消費生活センターを認知してもらうことができるため、さらなる啓発活動を推進することを要望いたします。また、市民の消費生活センターの認知度が上がることで、消費生活相談件数の増加もみこまれると考えます。それにより、センターの重要性が増し、後の予算額にも影響を与えるため、啓発事業は大変重要であります。それをご理解していただいた上で、啓発事業を行っていただければ幸いです。

### 4. 消費者団体の育成を要望いたします。

浜松市には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたいと存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第26条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

### 5. 消費者教育の充実・強化を要望いたします。

2006年3月に内閣府と文部科学省が「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」という文書を出しているように、学校現場と消費者行政部局との連携状況が、現在問われております。これまでと異なり、学校における消費者教育の充実に関しては、教育委員会だけでなく、消費者行政部局の業務でもあります。消費者行政担当部局と教育委員会がお互いを理解し、連携して、学習指導要領に沿った消費者教育の質を高めていく仕組みを構築していくことが、最も合理的であるように考えられます。ぜひ消費者教育の充実に向けて、実効性のある具体的な施策を推進していただきますよう、お願い申し上げます。

沼津市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策を行うことで、地方消費者行政活性化交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、沼津市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員と養成を要望いたします。

平成 22 年度のデータでは、沼津市の 1 日あたりの相談員数が 2 人と伺っております。そのためか、沼津市民の総相談件数のうち、平成 22 年度において、市で受け付けている分が 58.6%であると同っております。例えば、御殿場市では、市民の総相談件数の 92.7%、静岡市では市民の総相談件数の 81.1%が市での受付となっております。沼津市民の約 4 割が県に相談している理由は、上記に示したように、相談員が不足していること、また、センターの周知ができていないことが挙げられます。県は、高次の相談の受け付けや、相談窓口のない広域的な行政の窓口として本来、機能するものです。これらを考慮しますと、沼津市の消費生活センターは、現状ではまだ十分な機能を果たしていないといえます。ぜひ、沼津市は、相談員の増員など、消費生活相談体制を整え、より多くの市民が利用しやすい窓口となるよう取り組んでいただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

平成 22 年度の消費生活講座の開催状況を見ますと、沼津市では消費生活講座を 23 回行っています。10 年前は 2 回しか講座を開催していなかったため、充実が図られてきたことが伺えます。しかし、人口規模レベルの類似した富士市では消費生活講座を 41 回開催しております。消費生活講座を開催することで、多くの消費者が消費者問題に関心を持てると思いますので、今後も講座の開催数を増やしていただければ幸いです。特に、沼津市では出前講座が行われていないため、より多くの市民が受講できるよう、出前講座の開催をご検討いただきたく思います。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。\*

沼津市には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

磐田市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、磐田市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、磐田市の 1 日あたりの相談員数は 1.2 人になっております。また、職員のうち有資格者は一人であると伺っております。そのような状況では、市民からの数々の相談に対応することは困難であると考えられます。人口規模レベルが類似した焼津市や藤枝市では、専任相談員が常時 2 人はいる状況です。市が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況になるよう、相談員の増員にご尽力いただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうためには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。平成 12 年度の出前講座の開催数が 8 回であったのに対し、平成 21 年度の開催数は 32 回であり、充実を図ってきたことが伺えます。しかし、平成 22 年度の出前講座数が 14 回と半減してしまいました。消費生活講座を開催することで、多くの消費者に消費者問題に対する関心を持ってもらう機会を与えられると思いますので、今後、講座の開催数を増やしていただけるようお願いいたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

磐田市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

焼津市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、焼津市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、焼津市では、平成 21 年度より有資格者が 1 人増えたことが伺えます。また、常時 2 人の専任相談員を配置していることは、焼津市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持・充実できるよう、ご尽力いただきたく存じます。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めるためには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。焼津市では平成 22 年度に消費生活講座を 78 回行っていると伺っております。10 年前の講座開催数が 36 回であったことからみますと、講座の充実が図られてきたことが伺えます。今後も、出前講座を中心とした講座の開催を継続して行っていただきたいと思います。

また、焼津市で開催されている出前講座の内容は「悪質商法」に限定されています。人口規模レベルが類似している富士宮市では、消費生活講座の対象者やテーマを変えて 6 種類行っております。富士宮市のようにテーマを変えることは、様々な消費者に関心を持たせることにつながると考えられます。そのため、焼津市でも講座内容の種類を増やしていただくようご検討をお願いいたします。

#### 3. 消費者団体の育成に要望いたします。

焼津市には消費者団体があるとは伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

藤枝市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、藤枝市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、藤枝市の 1 日当たりの相談員数は 2 人であると同様です。常時 2 人の専任相談員を配置していることは、藤枝市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持・充実できるように、ご尽力いただきたく存じます。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

平成 22 年度の消費生活講座の開催状況を見ますと、藤枝市では講演会を 1 回開催したのみで、その他の消費生活講座を行っていないと同様です。人口規模レベルの類似した焼津市と比較しますと、焼津市では 79 回行っております。講座の開催数を増やすことで、多くの消費者の消費者問題に対する関心を高めることができると考えられるため、講座の開催をご検討いただきたく存じます。

#### 3. 啓発事業の推進を要望いたします。

藤枝市での消費者啓発資料の配布が少ないと思われます。特に、広報誌への消費者啓発記事の掲載を藤枝市は行っていないと同様です。啓発をすることで、多くの市民に消費生活センターを認知してもらうことができます。また、市民のセンターの認知度が上がることで、消費生活相談件数の増加も見込まれると考えます。それにより、センターの重要性が増し、後の予算額にも影響を与えるため、啓発事業は大変重要であります。それをご理解していただいた上で、啓発事業を行っていただければ幸いです。

#### 4. 消費者団体の育成を要望いたします。

藤枝市には消費者団体があると同様ですが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

富士宮市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、富士宮市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、富士宮市の 1 日あたりの相談員数は平成 21 年度より 1 人増え、2 人であると伺っております。常時 2 人の専任相談員を配置していることは、富士宮市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後、交付金がなくなってもこのレベルを維持・充実できるよう、ご尽力いただきたく存じます。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

平成 22 年度の消費生活講座の開催状況を見ますと、富士宮市では消費生活講座を 15 回行っていると伺えます。10 年前の講座開催数は 10 回となっております。特に、10 年前には行われていなかった出前講座の増加が大きな変化として挙げられます。出前講座は、より多くの市民に受講できる機会を与えることができるため、今後も出前講座数の増加を要望いたします。

富士宮市の消費生活講座には、テーマや対象者を変える工夫があり、幅広い層の消費者に向けられた講座内容で、とても優れていると思います。多くの消費者に消費者問題に対する関心を持たせ、また、消費者行政の担い手を育成するためにも、交付金がなくなってもこのような講座を継続して開催していただきたいと考えます。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

富士宮市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。



掛川市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、掛川市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、掛川市の 1 日あたりの相談員数が 1 人になっております。人口レベルで類似した島田市では専任相談員が常時 2 人はいる状況です。1 人ですと、相談員同士の話し合いもできず、相談者に対する対応も不十分になる可能性もあり、さらには相談員が研修に出向く時間の確保も難しいのではないかと考えます。相談員を複数配置できるよう、ご尽力いただければ幸いです。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。平成 22 年度のデータですと、掛川市では消費出前講座を 12 回行っていると伺えます。平成 12 年には講座開催数は 6 回であったため、増加しております。しかし、人口規模レベルの類似した島田市では 22 回行っております。講座の開催を増やすことは、多くの市民に消費者問題に関心を持ってもらえるだけでなく、消費生活センターの認知度を上げることにもつながると考えられます。そのため、今後も講座の開催数を増やしていただきたく存じます。また、テーマや対象者を変えるなどして、幅広い層の消費者に向けた講座の開催においていただければ幸いです。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

掛川市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

三島市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、三島市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、三島市の 1 日あたりの相談員数が 1.6 人になっております。しかし、相談員の中に有資格者はいないと伺っております。人口レベルで類似した島田市では専任相談員が常時 2 人はいる状況です。市が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられるよう、相談員の増員にご尽力いただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、三島市では講座を 12 回行っていると伺えます。平成 12 年度には 5 回の開催であったため、増加しています。しかし、人口規模レベルの類似した島田市では、講座を 22 回行っております。講座の開催を増やすことは、多くの市民に消費者問題に関心を持ってもらえるだけでなく、消費生活センターの認知度を上げることにもつながると考えられます。そのため、今後も講座の開催数を増やしていただきたく存じます。

また、消費者問題に対応できる担い手を育成するためには、講座の内容も充実させる必要があると考えます。テーマや対象者を変え、消費者の消費者問題に対する視野を広くさせるような講座の開催をお願い申し上げます。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

三島市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

島田市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、島田市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、島田市の 1 日当たりの相談員数が 2 人であると同様です。常時 2 人の専任相談員を配置していることは、島田市の人口を考慮しても、評価できることだと考えます。今後もこのレベルを維持・充実できるよう、ご尽力いただきたく存じます。

また、静岡県消費者行政活性化計画によると、島田市では相談内容の充実のため、県で実施する消費者相談に関する研修に担当職員・相談員を参加させレベルアップを図ると伺っております。市が一定レベルの相談を受けられるよう、引き続き相談員の研修充実に要望いたします。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

島田市では、消費者被害を未然に防ぐため消費者への啓発事業を強化する方針であると伺っております。平成 22 年度の消費生活講座の開催数は 22 回でしたが、平成 21 年度と比較しますと、8 回減っております。多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせ、また、消費者行政の担い手を育成するためにも、講座回数の増加を要望いたします。

また、島田市で開催されている講座の内容は「悪質商法、クーリング・オフ」に限定されています。テーマを変えることは、様々な消費者に関心を持たせることにつながると考えられるため、講座内容の種類を増やしていただくようご検討をお願いいたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

島田市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

御殿場市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、御殿場市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、御殿場市の 1 日当たりの相談員数は 3 人であると同様です。全国的にも、御殿場市のような人口規模で常時 3 名の相談員を配置しているところはなく、たいへん先進的であると評価しております。今後もこのレベルを維持・充実できるように、ご尽力いただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

御殿場市では、悪徳商法講座を開催し、消費者への啓発事業強化を図るとの方針だと伺っておりましたが、平成 21 年度では、消費者被害防止啓発異動講座が 54 回、平成 22 年度では 38 回と減少しております。しかし、10 年前と比較すると、平成 12 年度の講座回数は 6 回であったため、大幅に増加していることは確かであります。多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせ、また、消費者行政の担い手を育成するためにも、今後の講座回数の増加と内容の充実に要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成に要望いたします。

御殿場市には消費者団体があると同様ですが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

袋井市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、袋井市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、袋井市の 1 日あたりの相談員数が 1 人になっております。10 年前の平成 12 年度には相談員が配属されていなかったため、窓口の充実が図られてきたことが伺えます。しかし 1 名ですと、相談員同士の話し合いもできず、相談者に対する対応も不十分になる可能性もあり、さらには相談員が研修に出向く時間の確保も難しいのではないかと考えます。相談員を複数配置できるよう、ご尽力いただければ幸いです。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。袋井市の講座回数は、平成 12 年度で 1 回であったのに対し、平成 22 年度で 7 回と増加しております。しかし、人口規模レベルの類似した御殿場市と比較しますと、御殿場市は 38 回もの講座を開催しています。講座の開催数を増やすことは、消費生活センターの認知度を上げることにもつながると考えられます。そのため、今後も講座開催数を増加していただければ幸いです。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

袋井市には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

伊東市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、伊東市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、伊東市の 1 日あたりの相談員数が 0.2 人になっております。また、相談員の中に有資格者はいないと伺っております。人口規模が類似している湖西市は、週 4 日 1 人の専任相談員が配置されています。また、平成 21 年度の消費生活相談の受付状況を見ますと、湖西市では 110 件であるのに対し、伊東市は 24 件です。このことは、市民からの相談に対応するのに十分な体制が整えられていないことを表していると考えられます。市が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況になるよう、相談員の増員にご尽力いただきたいと思います。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

伊東市では、高齢者の悪質商法被害を防止するために、相談員による出前講座を積極的に開催するという方針だとうかがっていますが、22 年度のデータでは行っておりません。また、講座も 1 回にとどまっており、人口レベルで類似する湖西市は 15 回の講座を開催しております。講座を開催することは、多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせるだけでなく、消費者行政の担い手を育成するためにも重要なことであるため、消費生活講座の充実を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

伊東市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

湖西市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、湖西市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員、相談体制の充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、湖西市の 1 日あたりの相談員数が 0.8 人になっております。また、相談員の配置時間が 1 日 3 時間であり、他の市と比べると短いため、配置時間を長くする必要があります。また 1 名ですと、相談員同士の話し合いもできず、相談者に対する対応も不十分になる可能性もあり、さらには相談員が研修に出向く時間の確保も難しいのではないかと考えます。相談員を複数配置し、相談時間の拡大等による相談体制の充実に向けて、ご尽力いただければ幸いです。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

湖西市では、高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化するという方針と伺っております。22 年度は 21 年度よりも、講座の開催数が少し増えております。多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせるような消費者行政の担い手を育成するためにも消費生活講座の充実は重要でありますので、引き続き講座の充実を行っていただければ幸いです。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

湖西市には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

裾野市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、裾野市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、裾野市の 1 日当たりの相談員数が 1.6 人となっております。裾野市の人口を考慮すると、この相談員数はほぼ適切ではないかと考えます。交付金がなくなっても、このレベルを維持・充実できるようご尽力いただきたく思います。

また、静岡県消費者行政活性化計画によると、裾野市では相談内容の充実をはかるため、県で実施する消費者相談に関する研修に担当職員・相談員を参加させレベルアップを図ると伺っております。市が一定レベルの相談を受けられるよう、引き続き相談員研修の充実に要望いたします。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

裾野市では、消費者被害防止のための啓発強化や消費生活センター利用の広報・PR を実施すると伺っております。このような取り組みは、多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせるような消費者行政の担い手を育成するためにも重要でありますので、引き続き消費生活講座の充実に要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成に要望いたします。

裾野市には消費者団体があるとは伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。



伊豆の国市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、伊豆の国市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、伊豆の国市の 1 日あたりの相談員数が 0.2 人になっております。また、相談員の中に有資格者はいないと伺っております。人口規模レベルが類似している裾野市では 1 日当たり 1.6 人の相談員を配置させています。市民が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられるよう、相談員の増員にご尽力いただきたく思います。

また、相談日を月 2 回から週 1 回に増やしたようにこれからも相談業務の充実を行っていただけたら幸いです。

#### 2. 消費生活センターの開設を要望いたします。

伊豆の国市には消費生活の相談に対応するのに特化した施設がないと伺っております。週 4 日以上、専門の相談員を配置する等の消費者安全法に沿ったセンターを設置することは、多くの市民の相談に対応できるといった点で、大変重要ですので、開設に向けて、ご尽力いただけたら幸いです。

#### 3. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと思っております。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

牧之原市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、牧之原市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータによると、牧之原市の 1 日当たりの相談員数は 1.4 人となっております。平成 21 年度には専任相談員は週 1 日しか配属されていなかったのに対し、平成 22 年度では、毎日 1 人はいる窓口となったと伺っております。このことは、市民にとって消費者相談のために利用しやすい窓口へとってきていると考えられます。そのため、今後、交付金がなくなっても、このレベルを維持・充実できるようご尽力いただきたく思います。

#### 2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータによると、牧之原市では、消費生活講座は 1 回しか行われていません。悪徳商法被害を防止するための啓発を広報に出すだけでなく、講座を行うことで、多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせることができると考えます。消費者の自立支援を推進するためにも講座を充実させることを要望いたします。

#### 4. 消費者団体の育成を要望いたします。

牧之原市には消費者団体があると思っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

菊川市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、菊川市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、菊川市の 1 日あたりの相談員数が 1 人になっております。平成 21 年度には専任相談員は配属されていなかったのに対し、平成 22 年度では、毎日 1 人はいる窓口となったと伺っております。このことは、市民にとって消費者相談のために利用しやすい窓口へとようになってきていると考えられます。そのため、今後、交付金がなくなっても、このレベルを維持・充実できるようご尽力いただきたく思います。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

菊川市には消費者団体があると同様に、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

長泉町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、長泉町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、長泉町の 1 日あたりの相談員数は 3 人と伺っております。以前から比べますと、たいへん充実されたのだと思います。しかし、平成 22 年度の町民全体の相談受付件数のうち、町で受けた相談件数は 17.0%にとどまっており、人口 1000 人あたりの相談件数も 4.2 件と、東部地区全体の 6.8 件と比較すると低くなっております。これらからみると、相談窓口の周知が不十分なのではないかと考えられます。活性化基金終了後も、相談体制の維持・充実に取り組んでいただけるよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

長泉町には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

熱海市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、熱海市の効率的な消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員・相談体制の充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、熱海市では、月曜日の 3 時間のみ専任相談員を配置していると伺っております。人口規模レベルが類似している御前崎市では、週 4 回で 1 日 7 時間、専任相談員を 1 人配置しています。どこの市民が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況にすることが重要です。そのために、専門の相談員の増員と、相談受付体制の充実に取り組んでいただきたいと思っております。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせ、また、消費者力を高めるためには、まず、講座を充実させる必要があると考えます。現在、熱海市では、年間 3 回の講座しか開催しておらず、10 年前の平成 12 年度の講座回数と変化ありません。消費者の消費者問題に対する視野を広くさせるためにも消費生活講座の増加を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

熱海市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

函南町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、函南町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の配置を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、函南町には、専任相談員がいないと伺っております。町ではありますが、函南町は人口 4 万人あまりの人口規模からみて、専門の相談員が配置されるのが適切であると考えます。ぜひ相談員の配置について、前向きに取り組まれることを要望いたします。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうには、まず、講座を充実させる必要があると考えます。現在、函南町では講座は開催しておりません。消費者の消費者問題に対する視野を広くさせるためにも消費生活講座の増加を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の育成を要望いたします。

函南町には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

御前崎市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、御前崎市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、御前崎市の 1 日あたりの相談員数が 0.8 人になっております。御前崎市の人口を考慮すると、この相談員数はほぼ適切ではないと考えます。どの市民も等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況にすることが重要です。そのために今後も相談体制の維持・充実に努めていただけるよう、要望いたします。

#### 2. 消費者団体の育成に要望いたします。

御前崎市には消費者団体があると同様にありますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

伊豆市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、伊豆市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員、相談体制の充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、伊豆市では、木曜日の 6 時間のみ専任相談員を配置していると伺っております。人口規模レベルが類似している御前崎市では、週 4 回で 1 日 7 時間は専任相談員を 1 人配置しています。どの市民も等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況にすることが重要です。そのために、相談員の増員と相談体制の充実に取り組んでいただきたいと考えます。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうには、まず、講座を充実させる必要があると考えます。現在、伊豆市での講座は年 2 回しか開催していないと伺っております。消費者の消費者問題に対する視野を広くさせるためにも消費生活講座の増加を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思っております。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。



清水町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、清水町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、清水町の 1 日あたりの相談員数が 1 人になっております。また平成 21 年度には専任相談員は週 1 日しか配属されていなかったのに対し、平成 22 年度では、毎日 1 人は相談員がいる窓口となったと伺っております。このことは、町民にとって消費者相談のために利用しやすい窓口へとってきていると考えられます。そのため、今後、交付金がなくなっても、このレベルを維持・充実できるようご尽力いただきたく思います。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

清水町には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

吉田町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、吉田町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員・養成を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、吉田町の専任相談員がいないと伺っております。町ではありますが、吉田町は人口 3 万人あまりの人口規模からみて、専門の相談員が配置されることが適切であると考えます。ぜひ相談員の配置について、前向きに取り組まれることを要望いたします。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

吉田町には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

下田市長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、下田市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の増員・養成を要望いたします。

平成 22 年度において下田市には月 3 回相談員 1 名を配置し、有資格者がいないと伺っております。また、平成 22 年度の下田市民の総相談件数のうち、17.4%しか市で相談を受け付けていないという結果も出ております。これらから考えますと、相談日の増加及び相談窓口を周知していく啓発活動等が必要であると考えられます。

資格をもった相談員のなり手がいないという問題もあるとは存じますが、県及び我々も相談員養成講座をここ数年県内で行っており、相談員資格取得者も増加傾向にあります。ぜひ、資格をもった相談員を週 1 日以上配属できるよう、取り組んでいただけることを要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

#### 3. 共同運営センターの創設を要望いたします。

現在、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町には消費生活センターが存在しておらず、消費生活相談業務に取り組んでいるのは、いずれも他の仕事と兼務している職員であると同っております。共同運営センターを創設することで、専任体制が取れないこれらの市町では、対応しにくい相談をサポートしていくことができると考えられます。共同運営センターは賀茂地域の中で人口や予算が最も多い下田市に創設し、周りの町とのネットワークを作り、情報交換をする体制を整えることを要望します。

小山町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、小山町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談員の維持・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、小山町には、非常勤職員が 2 人になったと伺っております。しかし、相談員の中に有資格者がいないのは、複雑になった消費者問題に対応するのに困難であると考えられます。様々な消費者問題に対応できる相談員育成のため、相談員研修を充実させていただけるよう、要望いたします。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

小山町には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

森町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、森町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、森町には相談員がいないと伺っております。町民が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況にすることが重要です。相談員の配置が期待されるようですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の掛川市や磐田市などと提携して、消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけるよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の育成を要望いたします。

森町には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

東伊豆町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、東伊豆町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、東伊豆町には相談員数がいないと伺っております。相談がないからと思いがちかもしれませんが、人口 1000 人あたりの相談件数が 2.2 件と、かなり低い数値を示しております。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。相談員の配置が期待される場所ですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の自治体などと提携して、共同で消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけたらよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

南伊豆町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、南伊豆町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、南伊豆町には相談員数がいないと伺っております。相談がないからと思いがちかもしれませんが、人口 1000 人あたりの相談件数が 3.7 件と、かなり低い数値を示しております。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。相談員の配置が期待される場所ですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の自治体などと提携して、共同で消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけるよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

西伊豆町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、西伊豆町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、西伊豆町には相談員数がないと伺っております。相談がないからと思いがちかもしれませんが、人口 1000 人あたりの相談件数が 3.7 件と、かなり低い数値を示しております。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。相談員の配置が期待される場所ですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の自治体などと提携して、共同で消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけるよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。



川根本町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、川根本町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談窓口の開設を要望いたします。

川根本町は山間部であるため、近隣との共同運営が困難であると考えられます。そのため、独自の相談窓口を開設し、町民が一定レベルの消費生活相談を受けられる体制を整える必要があります。

また、相談窓口を開設するに当たり、相談員が必要になります。しかし、専任の相談員を配属できない可能性もあります。その場合は、行政職員が資格を取得する等レベルアップを図ることで、様々な相談に対応できる体制が整えられると考えられます。ぜひ消費生活相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけることを要望いたします。

#### 2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうためには、まず、講座の内容も充実させる必要があると考えます。そのために、講座の種類を増やすことで、消費者の消費者問題に対する視野を広くさせる講座の開催が重要です。さらなる消費生活講座の充実を要望いたします。

#### 3. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

河津町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、河津町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、河津町には相談員数がないと伺っております。相談がないからと思いがちかもしれませんが、人口 1000 人あたりの相談件数が 1.4 件と、かなり低い数値を示しております。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。相談員の配置が期待される場所ですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の自治体などと提携して、共同で消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけるよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

松崎町長  
様

消費者問題ネットワークしずおか  
代表 色川 卓男

### 消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、松崎町の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

#### 1. 相談体制の整備・充実を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、松崎町には相談員数がないと伺っております。相談がないからと思いがちかもしれませんが、人口 1000 人あたりの相談件数が 3.3 件と、かなり低い数値を示しております。人口 1000 人あたりの相談件数が少ないことは、一見良いように思えるかもしれませんが、これは被害件数が少ないことを意味せず、どこの地域でも一定の被害者がいるといわれておりますので、むしろ被害者が顕在化していないことになるでしょう。相談員の配置が期待される場所ですが、人口規模からみて独自で相談員の配置が困難であるならば、近隣の自治体などと提携して、共同で消費生活相談体制を整備していくことも考えられると思います。いずれにしても、相談体制の整備に向けて、前向きに取り組んでいただけたらよう要望いたします。

#### 2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだ聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。